

農業生産活動等の概要

1 基礎活動

要件		活動項目	具体的に取り組む行為
必須事項	農業生産活動等	耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、荒廃農地の復旧や畜産の利用、高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等
		水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
選択的必須事項	多面的機能を増進する活動	国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
		保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田のオーナー制度、グリーン・ツーリズム
		自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

2 体制整備活動

要件		活動項目	活動内容及び水準
必須要件	農用地等保全体制整備	農用地等保全活動の実践	将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項を実施区域位置図に記載するとともに、活動を実践する。 ①農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置 ②既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲 ③農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲 ④自己施工の箇所、整備内容、受益する農地の範囲及び面積(A要件「③農業生産条件の強化」を選択した場合に記載) ⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地の範囲及び面積(B要件「③消費・出資の呼び込み」を選択した場合に記載) ⑥その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲
選択的必須要件(A～Cより1つ以上)	A(右の要件のうち2つ以上) ※①又は⑤のイに取り組む場合は1つ以上	①機械・農作業の共同化(ア又はイを選択)	ア. 基幹的農作業(田及び畑においては、耕起、代かき若しくは整地、田植え若しくは播種、整枝・剪定、病害虫防除、収穫又は乾燥・調整。以下同じ。)のうち1種類以上に係る農業機械又は施設の共同利用される農用地面積の合計が協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上の増加となること(協定認定時に一定の実績(ただし、0.5ha以上)がある集落協定においては、別途設定①)。 イ. 同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上に係る農業機械又は施設の共同利用される農用地面積の合計が協定農用地面積の30%又は3haのうちいずれか多い方の面積以上の増加となること(協定認定時に一定の実績(ただし、3ha以上)がある集落協定においては、別途設定②)。この場合、協定農用地以外の農用地を含めることができるが、協定農用地面積の割合が1/3以上の場合に限る。
		②高付加価値型農業の実践	新規作物の導入、有機農業等(農林水産省又は都道府県の定めた有機農業等の栽培に関するガイドライン等に即したものに限る。)の高付加価値型農業(従来の生産体系において実現してきた付加価値を上回る見込みがあること。)を実施する協定農用地面積の合計が協定農用地面積の5%又は1haのうちいずれか少ない方の面積以上の増加となること。

③農業生産条件の強化	自己施工(集落協定の参加者が行う共同作業による、ほ場整備、棚田の石垣・法面の改修、農道の整備、水路の整備、防風林の設置等の生産条件を向上させるための改良措置であって、市町村長が地域の実情を踏まえて必要と認めるもの)により受益する対象農用地面積が、協定農用地の5%又は0.5ha以上のうちいずれか多い方の増加となること。
④担い手への農地集積	協定農用地において、地域農業の核となる集積対象者(認定農業者、これに準ずる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人(基盤強化法第23条第4項に定められるものをいう。)、農業協同組合、生産組織等。以下同じ。)と集落協定に参加する農業者との間において利用権の設定等がなされる農用地面積の合計が協定農用地面積の5%以上の増加となること。
⑤担い手への農作業の委託 (ア又はイを選択)	<p>ア. 地域農業の核となる集積対象者と集落協定に参加する農業者との間において基幹的農作業のうち1種類以上に係る作業の受委託の契約がされる農用地面積の合計が協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上の増加となること(協定認定時に一定の実績(ただし、0.5ha以上)がある集落協定においては、別途設定①)。</p> <p>イ. 協定農用地において、地域農業の核となる集積対象者と集落協定に参加する農業者との間において、利用権の設定等又は基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上の作業の受委託の契約(契約期間は5年以上とする。)がなされる農用地面積の合計が協定農用地面積の20%又は2haのうちいずれか多い方の面積以上の増加となること(協定認定時に一定の実績(ただし、2ha以上)がある集落協定においては、別途設定③)。この場合、協定農用地面積の割合が1/2以上のものに限る。</p>
B(右の要件のうち1つ以上)	<p>①新規就農者の確保 (ア又はイを選択)</p> <p>ア. 集落協定に新規就農者(新規学卒就農者、離職転入者及び新規参入者であって、協定認定年度以降、新たに農業経営を開始した者とする。)の1名以上の参加があること。</p> <p>イ. 生産組織等のオペレーターの新規雇用、集落協定に参加する農業者(交付金の交付の対象となる農業者に限る。以下同じ。)において、新たに認定農業者及びこれに準ずる者として市町村が認定した者(協定認定年度以降、平成31年度までに認定)となる者が1名以上あること。</p> <p>②地場産農産物等の加工・販売</p> <p>地場産農産物の加工が可能な施設(農家レストランを含む。)があり、当該施設において加工された加工品等の販売の取組を実施すること。</p> <p>③消費・出資の呼び込み</p> <p>棚田オーナー制度、市民農園、観光農園、学校等と連携した体験農園の実施面積、NPO法人、企業、その他市長村長が地域の農業を担うものと認める者の耕作面積の合計が、協定農用地面積の5%又は0.5ha以上のうちいずれか多い方で実施されていること。</p>

C	集団的かつ持続可能な体制整備	協定農用地において、集落協定に参加する農業者等が高齢化等により農業生産活動等の継続が困難となり、農用地が耕作放棄されるおそれが生じた場合に、当該農用地について農業生産活動を継続し得る体制を構築し、集落協定に位置付けたものに限る。
---	----------------	--

※ 協定認定時に一定の実績のある集落協定に関する取扱いは、下表のとおり。

項目	協定認定時に一定の実績のある活動項目の面積の協定農用地面積に占める割合	活動水準(協定農用地面積に占める割合)
別途設定①	50%未満	新たに10%の引き上げを実施
	50%以上60%未満	60%以上への引き上げを実施
	60%以上	取組み面積の現状以上を実施
別途設定②	20%未満	30%以上への引き上げを実施
	20%以上50%未満	新たに10%以上の引き上げを実施
	50%以上60%未満	60%以上への引き上げを実施
	60%以上	取組み面積の現状以上を実施
別途設定③	10%未満	20%以上への引き上げを実施
	10%以上50%未満	新たに10%以上の引き上げを実施
	50%以上60%未満	60%以上への引き上げを実施
	60%以上	取組み面積の現状以上を実施